

新型コロナウイルスに関する情報（日本入国後の隔離期間の変更）（1月28日）

日本入国後の隔離期間が10日間から7日間に変更されました。

1 全ての国・地域からの帰国者・入国者に求めている入国後の自宅待機、健康フォローアップ、公共交通機関不利用の期間は、1月29日（土）午前0時（日本時間）から、10日間から7日間に変更されました。

2 カナダから日本に入国する場合に求められている、検疫所長の指定する宿泊施設での3日間隔離には変更ありませんので御注意願います。

現在、カナダ全域全土から日本に帰国・入国される方は、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間の隔離、入国後3日目の検査が引き続き求められています。検査において陰性と判定された方は、同宿泊施設を退所後、入国後7日目までの間、自宅等での待機となります。

日本への帰国・入国を検討される方は、必ず厚生労働省又は外務省HPで最新情報を御確認ください。

【厚生労働省 HP】

「水際対策に係る新たな措置について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

「水際対策強化に係る新たな措置(26)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889633.pdf>

【外務省 HP】

「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

「水際強化措置に係る指定国・地域一覧(令和4年1月28日時点)」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0128_list.pdf

【検疫の強化に関する日本の問い合わせ窓口】

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

《日本国内から》:0120-565-653 《海外から》:+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)